

特記仕様書

1. 国有林野情報管理システム利用について

(利用申請書の提出)

- ・ 契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注者へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム(以下、刷新システムという)利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- ・ 立木調査データは発注者が指定するプログラムに入力し、CSVデータを刷新システムへ取り込み等行うこと。また、エクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- ・ 刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は、監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- ・ 収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する「復命書情報入力一覧」のとおりとする。
- ・ 立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をとること。
- ・ 作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、特記仕様書のとおりとするが、不具合等がある場合は監督職員等と打合せの上作成すること。

2. その他

- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。

特記仕様書 (アフリカ豚熱)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と、と殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

- ・ 山林での作業の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には、管轄の県の家畜衛生担当部局に速やかに通報するとともに、監督職員へ連絡すること。
- ・ ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、収穫調査委託契約約款第11条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

特記仕様書

(襲用による収穫調査)

1. 襲用元と襲用先

- ・ 襲用元とは、標準地調査を実施する林小班のことをいい、襲用先は、襲用元の標準地調査データを用いて面積拡大により収穫量等を算出する林小班をいう。(調査内訳明細の備考欄等に記載の箇所とする。)
- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。

特記仕様書

(地上型3Dレーザスキャナによる収穫調査)

1.計測装置(レーザスキャナ)

- (1) 最大スキャン速度:43,200点/秒以上
- (2) 立木の検出範囲:15m以上
- (3) レーザの種類:クラス1
- (4) スキャニング角度:垂直270度以上、水平180度以上
- (5) その他:GPS搭載、バッテリー稼働、カラー画像化システム
- (6) 記録媒体:外付けUSBメモリ

2.計測データ解析ソフトウェア

- (1) 次の計測集計解析が可能であること
 - ①胸高直径 ②樹高 ③立木本数 ④材積 ⑤立木位置図データ
 - ⑥矢高(曲がり)
- (2) 計測データ解析ソフトウェアは最新のバージョンであること。

3.動作環境(PC)

- (1) オペレーティングシステム:Windows10、11(64ビット)
- (2) NET Framework:4.7.2以上
- (3) プロセッサ(CPU):Intel Corei5(Intel Corei7推奨)以上
- (4) メインメモリ:8GB以上
- (5) 記憶装置:5GB以上の空き容量があるHDD(SSDを推奨)
- (6) ディスプレイ: SXGA(1280×1024)以上推奨
- (7) USBポート:空きUSBポート1つ以上

4.現地調査

- (1) 標準地の設定については、現地のテープ標示は省略する。ただし、標準地の位置を基本図挿入図へ丸等で図示すること。
- (2) 計測地点は、地点ごとに仮杭(テープ)標示すること。
- (3) 樹種判別及び品質区分については、現地メモにより解析ソフトで区分する。
なお、現地メモは計測データの解析時に必要となるため、計測地点を基準に立木位置を把握できるよう現地調査時に作成しておく。

- (4) 樹高補正の調査をした立木は、検査の対象となることからナンバーテープを標示すること。

5.計測データ解析

- (1) 樹高補正は、レーザ照射距離以上の樹高の場合又は、解析した樹高データが現地林分と異なる場合は適用させる。
なお、計測した樹高データに差異が無ければ計測データをそのまま使用することを可とする。
- (2) 一般材と低質材の区分については、中部局収穫調査規程第22条で定められている胸高直径で区分するとともに、矢高機能を使用し矢高6cm以上は低質材と区分する。

6.収穫調査復命書の作成

- (1) 計測データ解析ソフトウェアで作成したCSVファイルを『国有林野情報管理システム取込用ファイル(収穫調査野帳プログラム)へ転記し、国有林野情報管理システムへ取込みのうえ収穫調査復命書を作成する。

7.計測データの提出

- (1) 計測データについては、調査完了届(部分完了届)と共に提出する別添「調査結果報告書」の添付書類に(地上型3Dレーザスキャナ計測ファイル)を追記し、提出すること。

8.現地検査

- (1) 現地検査方法については、計測データを解析した際の立木位置図を用いて現地での計測地点を全て突合するとともに、樹高補正を適用するための立木調査をしている場合は、胸高直径及び樹高を毎木検査する。
また、目視により提出データと計測地点周辺の立木の位置との差異を確認する。
検査の結果、検査職員が明らかに差異があると判断した場合は、現地にて調査時に用いた機器により再計測を実施させる。

9.その他

- (1) 調査方法等については、「地上型3Dレーザを活用した収穫調査実施手順(標準地プロット手順)」を参照すること。
この特記仕様書に定めのない事項等については、監督職員等との指示承諾とする。